帯広市自転車利用意識調査アンケート結果

目　次

1 アンケート概要 … 1

2 アンケート結果 … 3

3 まとめ … 8

(参考資料)　アンケート用紙・配布資料 … 9

１ アンケートの概要

1. 目的

平成２３年より実施した自転車歩行者道環境整備の快適性・安全性などに関して、整備区間や整備区間以外の歩道のある道路を利用されている市民の利用実態を把握し、今後の自転車歩行者道環境整備に役立てるものです。

2. 実施期間

平成２５年９月１７日～平成２５年９月２７日

3. 対象者

市内の高校生（２年生・９校）

一般利用者（ドリームタウン白樺内 株式会社 ダイイチの来客者及び市職員）

4. 回収率

	配布(部)	回収(部)	回収率(%)
高校生	2,014	1,872	92.9
一般	125	125	100
全体	2,139	1,997	93.3

5. 調査方法

市内の高校生（２年生・９校)に学校を通じアンケート用紙を配布し、回収した。

ドリームタウン白樺店内 株式会社 ダイイチに来店された自転車利用者及び市職員自転車利用者に配布し、回収した。

6. 設問

問1　自転車は、車道通行が原則ですが、この道路標識が設置してある歩道では、歩道内を通行することができます。あなたは知っていましたか?（回答:1,997件）

問2　帯広市では、位置図(実線)で示した白樺通・栄通の区間で自転車利用の環境整備を行っていますが、自転車でこの路線を利用したことがありますか?
また、「ある」と答えた方で自転車利用の目的もお答えください。
（回答:1,997件）

問3　整備を行った路線では、歩道内に下記のような路面標示がされていますが、あなたは普段どこを通行していますか？（回答:1,279件）

問4　整備後どう感じますか?（回答:1,279件）

問5　路面標示についてお尋ねします。（回答:1,279件）

問6　　啓発サイン（看板）についてお尋ねします。（回答：1,279件）

問7　　位置図で示した路線以外の歩道のある道路を自転車で通行するとき、あなたは普段どの部分を走りますか?（回答:1,997件）

問8　　自転車で歩道を通行する場合、歩道のどの部分を通行しますか?（回答:1,997件）

問9　　自転車で通行していて危険と感じたことがある方はご意見をお願いします。
（回答:1,997件）362人

問10　　自転車交通ルール・マナーについて、知っているものに「○」をつけて下さい。
（回答:1,997件）

２ アンケート結果

問1　自転車は、車道通行が原則ですが、この道路標識が設置してある歩道では、歩道内を通行することができます。あなたは知っていましたか?（回答:1,997件）

問1

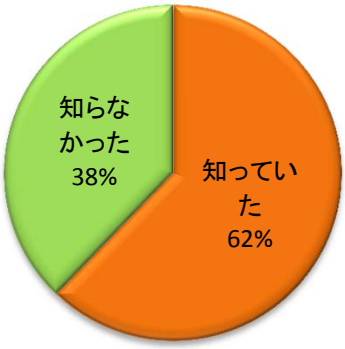

自転車通行可

問2　帯広市では、位置図(実線)で示した白樺通・栄通の区間で自転車利用の環境整備を行っていますが、自転車でこの路線を利用したことがありますか?
また、「ある」と答えた方で自転車利用の目的もお答えください。
（回答:1,997件）

問2

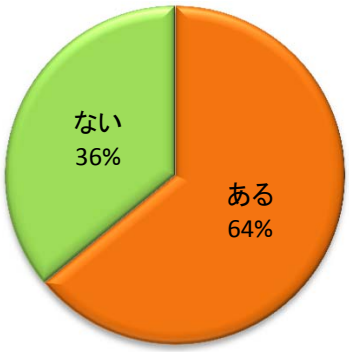

利用目的

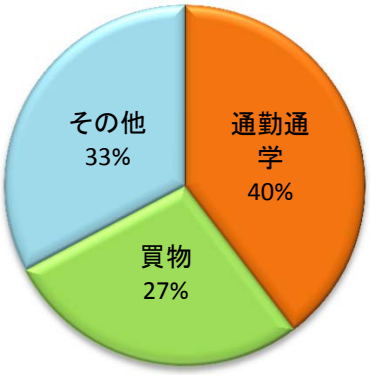

問3　整備を行った路線では、歩道内に下記のような路面標示がされていますが、あなたは普段どこを通行していますか？（回答:1,279件）

問3

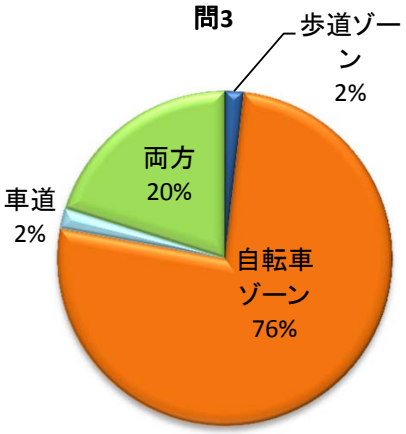

歩道ゾーン　　自転車ゾーン

問4　　整備後どう感じますか?（回答:1,279件）

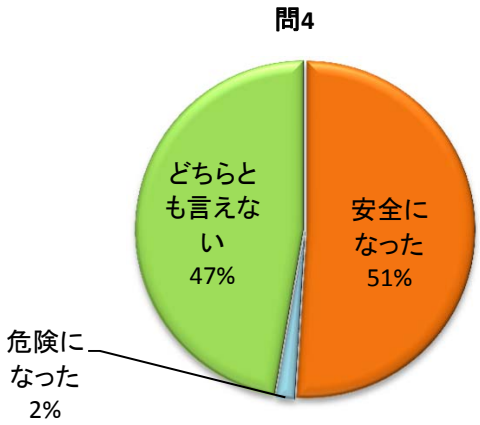

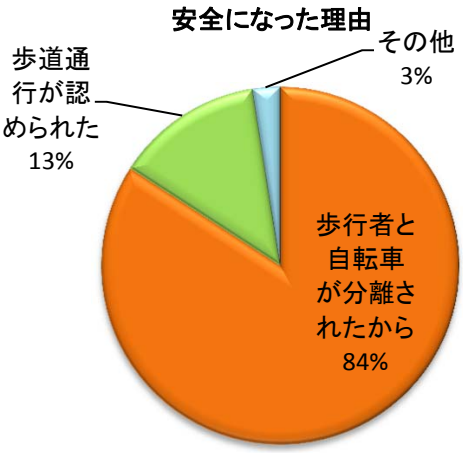

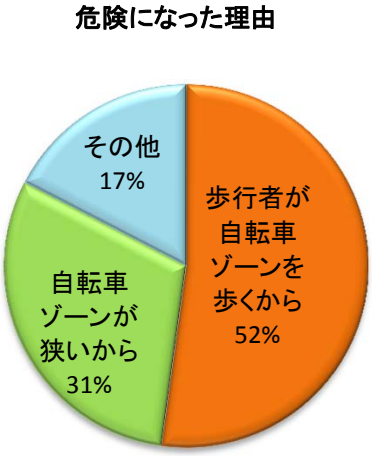

問5　　路面標示についてお尋ねします。（回答:1,279件）

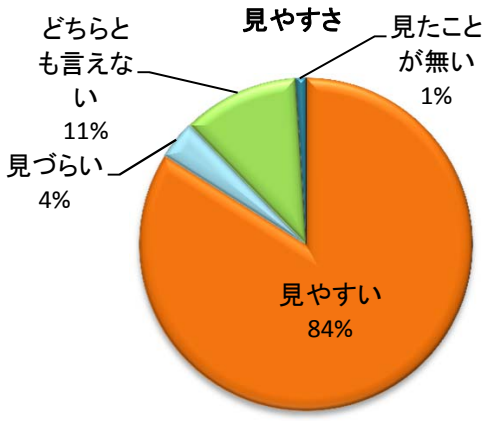

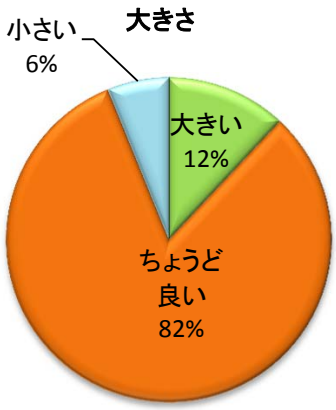

問6 啓発サイン（看板）についてお尋ねします。（回答：1,279件）

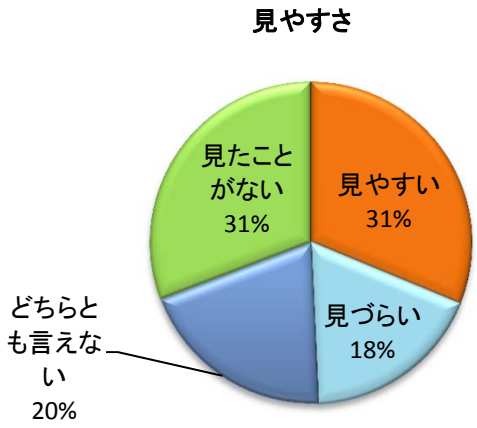

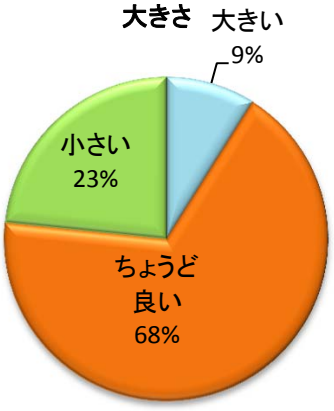

問7 位置図で示した路線以外の歩道のある道路を自転車で通行するとき、あなたは普段どの部分を走りますか?（回答:1,997件）

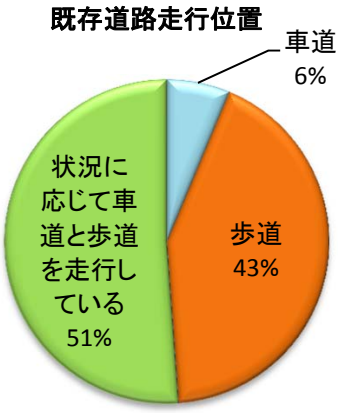

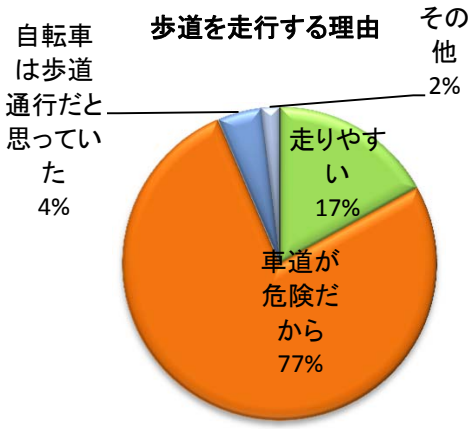

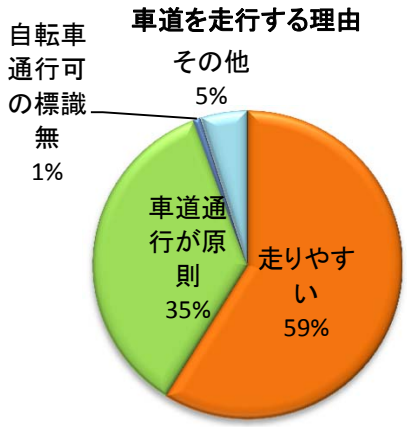

問8　　自転車で歩道を通行する場合、歩道のどの部分を通行しますか?（回答:1,997件）

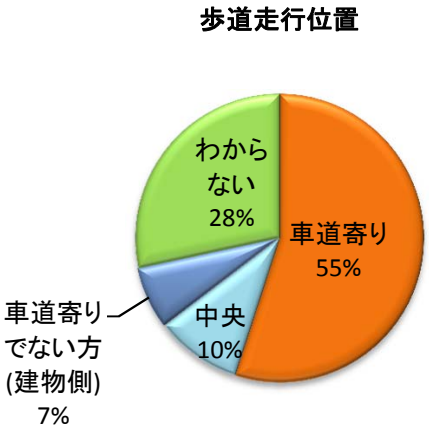

問9　　自転車で通行していて危険と感じたことがある方はご意見をお願いします。

（回答:1,997件）362人

車道に関すること	歩道に関すること	歩行者のルール・マナー	自転車のルール・マナー	自動車運転に関すること
50	31	74	48	95

その他
64

【車道に関する主な意見】

- 自転車で車道を走っていた時、車とギリギリの位置だったとき
- 車道を走ると、車とすれ違うときが恐い
- 自転車の走るところが狭い場所がある

【歩道に関する主な意見】

- 歩道の凸凹
- 歩道がない道路
- 歩道に車が止まっていて、危険

【歩行者のルール･マナーに関する主な意見】

- 歩行者が横に一列に並んでいるとき
- 歩行者がイヤホンをして並列2人以上で歩いているとき
- 自転車ゾーンを歩行者が歩いているとき

【自転車のルール･マナーに関する主な意見】

- 携帯電話を操作しながら自転車に乗っている人がいる
- 自転車の並列走行
- 電気をつけていない人がいたとき

【自動車運転に関する主な意見】

- 一時停止で車が止まらないとき
- 車がウインカーを付けないで曲がってきたとき
- 車のドライバーが左右確認しないで突っ込んでくるとき

問10　自転車交通ルール・マナーについて、知っているものに「○」をつけて下さい。

（回答:1,997件）

	知っている	知らない
歩道を通行する場合は歩行者優先で、車道寄りを通行しなければならない。	74.8 %	25.5 %
歩行者の通行を妨げる恐れがある場合は、一時停止しなければならない。	65.8 %	34.2 %
二人乗りをしてはならない。(16歳以上の者が6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗せる場合を除く)	93.0 %	7.0 %
並進可の交通規制標識がある場合以外は、2台以上で横に並んで通行してはならない。	66.3 %	33.7 %
夜間はライトを点灯して通行しなければならない。	94.7 %	5.3 %
一時停止の標識がある交差点では、一時停止をしてさらに安全確認をしなければならない。	69.4 %	30.6 %
携帯電話での通話やメール画面を見ながら運転してはならない。	91.2 %	8.8 %
両耳にヘッドホン(イヤホン)をして、音楽などを聴きながら運転してはならない。	85.2 %	14.8 %
歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければならない。	64.0 %	36.0 %
横断歩道の横に「自転車横断帯」がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。	66.1 %	33.9 %

３ まとめ

○ 既存道路と整備を行った道路の道路通行空間利用率

■問7既存道路の通行空間利用率（栄通・白樺通以外の道路）

通行位置	歩道	歩車道両方	車道
割合	43%	51%	6%

■問3整備を行った道路の通行空間利用率（栄通・白樺通）

通行位置	歩行者ゾーン	自転車ゾーン	歩車道両方	車道
割合	2%	76%	20%	2%

※自転車歩行者道利用環境整備後、自転車ゾーンの利用率が７６％と歩行者と自転車の分離を行った結果、自転車ゾーンの利用が向上しており、環境整備効果があったと思われます。

○ 交通ルール・マナー

自転車利用に関わる主な交通ルール・マナー１０項目について、その認知度をみたところ、交通ルール・マナーについては、「２人乗りはしてはならない」「夜間のライト点灯通行」「携帯電話使用しながらの走行禁止」など９割以上の人に認知されていたが、歩道内走行時の歩行者への配慮など、周囲への注意事項については、約７割の認知となっており、まだ十分に理解されていないことがうかがえます。

また、問９の自転車走行時に危険と感じたことの自由意見の中で、「携帯電話を使用しながらの走行が危険」と意見が多く寄せられており、８割以上の人はルールを知っているが、守られていないのが現状となっています。

○ 路面表示と啓発サイン（看板）

路面表示については、見やすさ・大きさについてそれぞれ８割以上の方が「見やすい」「ちょうど良い」と評価している反面、啓発サイン（看板）の大きさについては、約７割の方が「ちょうど良い」と評価していますが、見やすさについては「見やすい」が約３割に対して「見づらい」「見たことが無い」が合わせて約５割の評価となっており、路面表示のほうをより意識して自転車を利用していることがうかがえます。

（参考資料）

平成25年度

帯広市自転車利用意識調査アンケート

帯広市都市建設部都市計画課

位置図

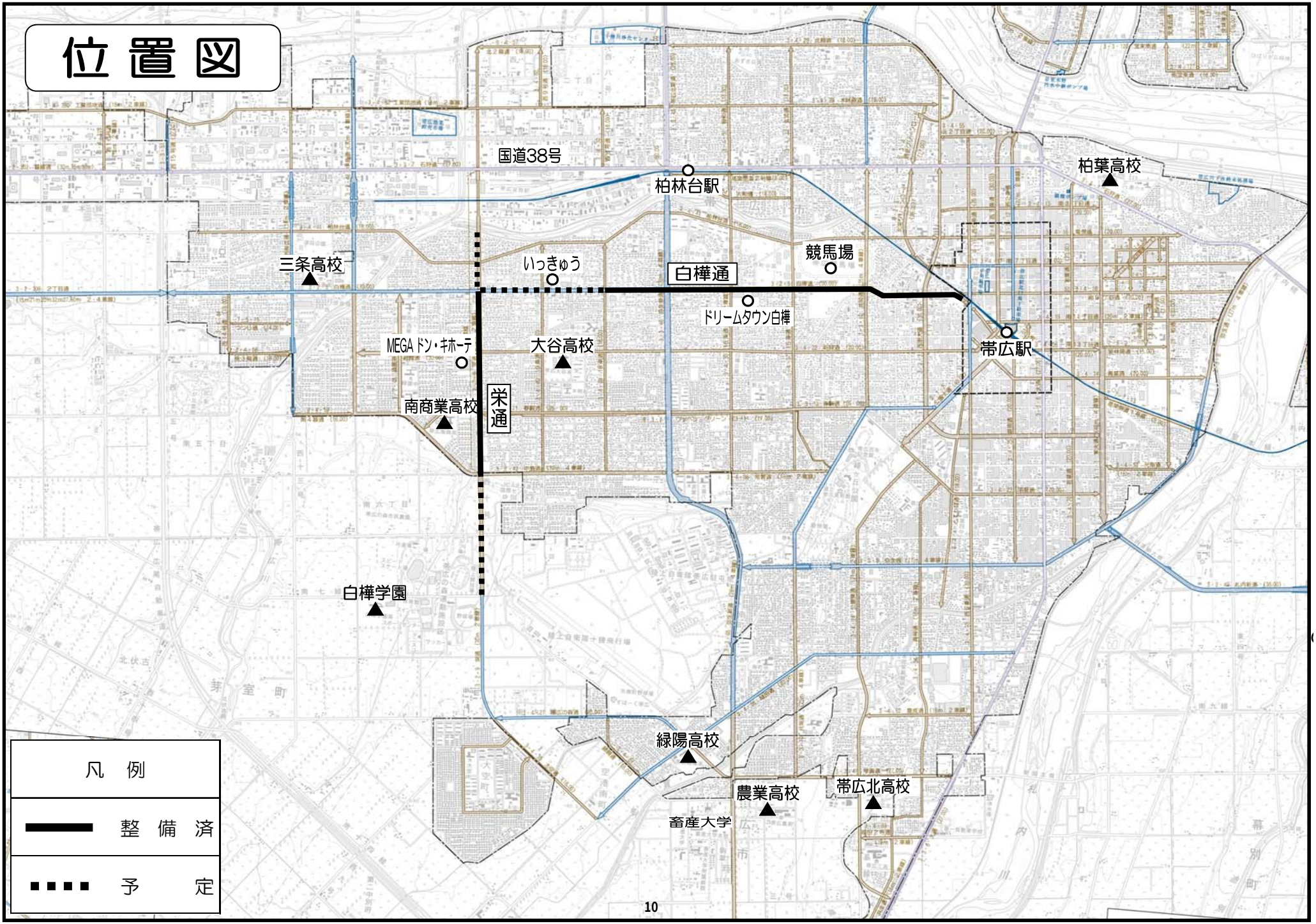
国道38号
柏林台駅
柏葉高校
三条高校
いっきゅう
白樺通
競馬場
ドリームタウン白樺
帯広駅
MEGA ドン・キホーテ
大谷高校
南商業高校
栄通
白樺学園
緑陽高校
農業高校
帯広北高校
畜産大学
凡　例
整　備　済
予　　定

帯広市自転車利用意識調査アンケート票

1. 帯広市では、自転車利用における安全性、利便性向上の一環として位置図(実線)に示した白樺通、栄通に路面標示・啓発サインの整備を行っています。この調査はその整備効果と自転車利用におけるルール・マナーについて、意識調査をするものです。
2. 回答欄に当てはまるものを「○」で囲んでください。

問1　自転車は、車道通行が原則ですが、この道路標識が設置してある歩道では、歩道内を通行することができます。あなたは知っていましたか?

A. 知っていた　　B. 知らなかった

注)この標識が無くても歩道を通行できるのは

- 13歳未満の児童や幼児
- 70歳以上の高齢者
- 身体障害者
- 安全を確保するため、やむを得ないとき

問2　帯広市では、位置図(実線)で示した白樺通・栄通の区間で自転車利用の環境整備を行っていますが、自転車でこの路線を利用したことがありますか?
また、「ある」と答えた方で自転車利用の目的もお答えください。

A. ある　　1. 通勤・通学　　2. 買い物　　3. その他

B. ない　　※「**ない**」と答えた方は、**問7以降**へ進んでください。

問3　整備を行った路線では、歩道内に下記のような路面標示がされていますが、あなたは普段どこを通行していますか?

A. 歩道（歩行者ゾーン）

B. 歩道（自転車ゾーン）

C. 車道

問4　整備後どう感じますか?

A. 安全になった　　B. 危険になった　　C. どちらともいえない

- A に「〇」を付けた方にお聞きします。具体的な理由を教えて下さい。

  1. 歩行者と自転車が分離されたから　　2. 歩道通行が認められたから

  3. その他（　　）

- B に「〇」を付けた方にお聞きします。具体的な理由を教えて下さい。

  1. 歩行者が自転車ゾーンを歩くから　　2. 自転車ゾーンが狭いから

  3. その他（　　）

問5　路面標示についてお尋ねします。

見やすさ　A. 見やすい　　B. 見づらい　　C. どちらともいえない　D. 見たことがない

大きさは　A. 大きい　　B. ちょうど良い　C. 小さい

- その他ご意見がありましたらお書きください。

問6　啓発サイン(看板)についてお尋ねします。

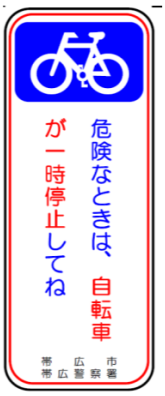

見やすさ　A. 見やすい　　B. 見づらい　　C. どちらともいえない　D. 見たことがない

大きさは　A. 大きい　　B. ちょうど良い　C. 小さい

- その他ご意見がありましたらお書きください。

問7　位置図で示した路線以外の歩道のある道路を自転車で通行するとき、あなたは普段どの部分を走りますか?

A. 車道　　B. 歩道　　C. 状況に応じて車道と歩道を通行している

- A に「○」を付けた方にお聞きします。車道を通行する理由を教えて下さい。

  1. 走りやすいから　　2. 車道通行が原則だから　　3. 自転車通行可の標識が無いから

  4. その他（　　）

- B に「○」を付けた方にお聞きします。歩道を通行する理由を教えて下さい。

  1. 走りやすいから　　2. 車道が危険だから　　3. 自転車は歩道通行だと思っていた

  4. その他（　　）

問8　自転車で歩道を通行する場合、歩道のどの部分を通行しますか?

A. 車道寄り　　B. 中央　　C. 車道寄りでない方(建物側)　　D. わからない

問9　自転車で通行していて危険と感じたことがある方はご意見をお願いします。

問10　自転車交通ルール・マナーについて、知っているものに「○」をつけて下さい。

	歩道を通行する場合は歩行者優先で、車道寄りを通行しなければならない。
	歩行者の通行を妨げる恐れがある場合は、一時停止しなければならない。
	二人乗りをしてはならない。(16歳以上の者が6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗せる場合を除く)
	並進可の交通規制標識がある場合以外は、2台以上で横に並んで通行してはならない。
	夜間はライトを点灯して通行しなければならない。
	一時停止の標識がある交差点では、一時停止をしてさらに安全確認をしなければならない。
	携帯電話での通話やメール画面を見ながら運転してはならない。
	両耳にヘッドホン(イヤホン)をして、音楽などを聴きながら運転してはならない。
	歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければならない。
	横断歩道の横に「自転車横断帯」がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。

アンケートは、以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

自転車についてこれだけは知っておこう

自転車は、車道通行が原則ですが、この道路標識が設置してある歩道では、歩道内を通行しても良いことになってます。

自転車通行可
の規制標識

また、この標識が無い場合以下の条件で歩道を通行することが可能です

- 13歳未満の児童や幼児
- 70歳以上の高齢者
- 身体障害者
- 安全を確保するためやむを得ないとき

○ 覚えておきたい自転車のマナー

自転車横断帯を通行

道路を横断するときは、近くに自転車横断帯があれば、そこを通行しなければなりません。

夜間通行は必ずライトを点灯

無灯火の自転車はドライバーや歩行者から見落とされやすく大変危険です。ライトと夜間反射器材で自分の存在をアピールしましょう。

自転車の並列進行は禁止です

並進可の標識のある道路では、2台まで並進できますが、それ以外は自転車の並列進行は禁止されています。

傘差し、携帯電話は禁止です

傘を差したままの運転や、携帯電話で話しながら、あるいはメールしながらの運転は視野を妨げたり安定を失う恐れがあるため禁止です。

自転車事故に注意!!

刑事罰適用!

刑事罰を受けると…

罰金刑以上の**刑事罰を受けると、医師、看護師、栄養士、調理師などの免許が与えられない**ことがあります。そのため、**これらの職に就くことを目指して大学などに進学しても**、自転車事故などで**刑事罰を受けると、就きたい仕事に就けなくなるおそれがあります**。自転車事故で将来を台無しにしないようにね。

自転車が加害者となった交通事故での高額賠償事例!!

損害賠償:約5000万円

女子高生が夜、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性と衝突。女性に歩行困難となる後遺障害を負わせた。

（平成17年横浜地裁判決）

損害賠償:約3200万円

男子高生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性が運転する自転車と衝突。女性は頭蓋骨骨折を負い、9日後に死亡した。

（平成14年埼玉地裁判決）

自分は大丈夫、なんて思ってませんか?
「明日は我が身」ルールは守ろうね。
みんなで、ルールを守って安全な自転車利用を!